

渋谷アクシユ SHIBU スポット使用規則

1. 使用に際して

・渋谷アクシユ SHIBU スポット（以下「当施設」という）は公開空地を活用したイベントスペースです。そのため、当施設では、「渋谷区公開空地等の活用に関する地域まちづくり団体登録要綱」に基づき、街の活性化を目的として、公共性、社会性、文化性の高いイベントを開催する目的（以下「本目的」という）のための使用のみが認められています。ご使用の際には、当施設の SHIBU スポット事務局によるイベント企画内容の審査を実施いたします。審査を通過しなかったイベントは実施いただくことができませんので、あらかじめご了承ください。また本条例を所管する東京都都市整備局ホームページにて活動内容の周知を目的に実施事例が公開されることがありますので、予めご了承ください。※公開内容については事前にご相談いたします。

・イベントは、安全を第一とし、イベント参加者や通行人に危険や危害が及ぶことのないイベント開催をお願いします。したがって多くの観客やファンを動員し、周囲が混乱するイベントの開催はお断りします。

2. 使用料金

①当施設のご使用に伴い発生する料金は、当施設使用料金（基本使用料金）および付帯料金です。各金額については、以下料金表の通りです。

■料金表（全て税抜）

基本使用料金	250,000 円/日
時間外延長料金	25,000 円/時間
技術員立会費	35,000 円/人
深夜宿泊交通費(6:00～7:00 の間に利用開始の場合発生)	20,000 円/人
警備員料金	都度、御見積り

②技術員立会費については SHIBU スポット事務局が技術員を必要と判断した場合、その費用についてご負担いただけます。また技術員は SHIBU スポット事務局指定の技術員が立ち会います。

③上記②のほか、安全管理上 SHIBU スポット事務局が必要と判断した場合は、渋谷アクシユ管理組合指定の警備会社の警備員を手配します。その費用については別途ご負担いただけます。

3. 使用時間

- 基本時間 8:00～20:00
- 延長可能時間 6:00～8:00 / 20:00～22:00
- イベント実施可能時間 8:00～21:00

①基本時間には、準備、片付け等の一切の時間を含みます。

②8:00 より前または 20:00 より後の延長使用の場合は、「2. 使用料金」に定める通り、超過時間分の時間外延長料金を頂戴いたします。ただし延長使用は事前に SHIBU スポット事務局の承認を得た場合に限りです。

③設営撤去などで大きな音を伴う作業は、事前に SHIBU スポット事務局より承認を得た時間内とさせていただきます。

④事前の申請により許可を得た時間を超過した為に他の使用申込者のイベントに支障をきたした場合は、その損害を賠償いたします。

4. 使用申込みと手続き

(1) 使用申し込み

- ①事前にお問い合わせフォーム及びメール等で当施設空き状況をご確認ください。予約申込可能期間は希望日の1年前から開始とします。
- ②当使用規則を確認のうえ、お問い合わせシートおよび企画概要を SHIBU スポット事務局へご提出ください。ご提出いただいた書類をもってイベント内容の審査をいたします。
- ③ご提出いただいたお問い合わせシートの審査が終了し、イベント開催可能となった場合に SHIBU スポット事務局より使用申込書をお送りいたします。
- ④使用申込書に必要事項をご記入、ご押印のうえご提出ください。使用申込書をご提出いただいた時点で予約契約成立となります。なお、予約契約成立時点よりキャンセル料金の対象となりますので、ご注意ください。

(2) 基本料金および付帯料金のお支払いについて

- ①使用申込書を受理した後、基本使用料金の請求書を発行いたします。請求書発行から2週間以内に SHIBU スポット事務局が指定した銀行口座にお振込みください。お振込み予定日が銀行休業日である場合は、その前の営業日までにお支払いください。
 - ②付帯料金等の諸費用は、イベント終了後、実績に応じた金額を請求いたします。請求書受領後、当該請求書記載の期日までにお支払いください。
- ※振込手数料につきましては、振込者の負担とさせていただきます。
- ※上記①の所定の期日までに基本料金のお支払いが確認できない場合はキャンセルとみなし、ご使用契約を解除の上キャンセル料金を頂戴いたしますので予めご了承ください。

5. 使用申込の変更および解約

使用申込書のご提出後、使用者側の都合により使用を取り消される場合（会場変更、日時変更を含む）は、SHIBU スポット事務局が発行する所定の「キャンセル申請書」に必要事項を記入の上、ご提出ください。また、下記の通りキャンセル料を頂戴いたします。

- ・使用日の31日前までのキャンセル：使用申込日数分の基本使用料金（消費税等込）の50%相当額
 - ・使用日の30日前以降のキャンセル：使用申込日数分の基本使用料金（消費税等込）の全額相当額
- ※なお、使用の取り消しの時点で発生している実費については、キャンセル料と別に頂戴いたします。

6. 使用の制限

以下の項目に該当する場合は、ご予約契約を取り消し、または中止させていただくことでもありますのでご了承ください。その結果、使用者にいかなる損害が生じる場合があっても、当該損害が当施設の所有者または SHIBU スポット事務局の故意もしくは重過失により発生した場合を除き、当施設の所有者及び SHIBU スポット事務局は一切の責任を負いません。またこの場合、ご入金済みの予約金については返還せず、その他予定される付帯料金等については請求させていただくことがございます。

- ①使用申込書の記載事項（使用者、使用目的、使用内容等）が実際とは異なるとき。
- ②指定日までに基本使用料金のお支払いが無いとき。
- ③当施設の使用権の全部または一部を第三者に譲渡または転貸したとき。
- ④当使用規則、その他 SHIBU スポット事務局が定める規則等に違反したとき。またはこれらに基づく SHIBU スポット事務局の指示に従わなかったとき。
- ⑤関係官公庁より中止命令が出たとき。
- ⑥使用内容について、来館者、使用者及び当施設関係者の生命の安全の確保が約束されないと SHIBU スポット事務局が判断したとき。
- ⑦使用者による当施設でのイベントの内容が、風俗営業等の規制および業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条に定める営業およびこれに類するとSHIBU スポット事務局が判断したとき。

- ⑧ イベントの内容が、「渋谷区公開空地等の活用に関する地域まちづくり団体登録要綱」に基づく、まちづくり団体における禁止活動行為に該当するとSHIBU スポット事務局が判断したとき。
- ⑨ イベントの内容が、公営競技（競馬、競輪、競艇、オートレース）等に関するものであるとき。
- ⑩ イベントの内容が渋谷アクシュ内のテナントおよび施設関係者が提供する商品・サービス等と競合する内容で、かつ当施設の所有者及びSHIBU スポット事務局が不承認と判断したとき。
- ⑪ イベントの内容に、参加者の意に反する署名活動、執拗な勧誘、キャッチセールス等の行為が含まれると認められるとき。
- ⑫ イベントの開催により、当施設使用後の原状回復が困難であるとSHIBU スポット事務局が判断したとき。
- ⑬ 政治、宗教活動等に関係するとき。
- ⑭ 公の秩序、善良の風俗を害し、法律に違反するおそれがあるとき。その他、SHIBU スポット事務局が予約の取り消しまたは使用の中止が必要と判断したとき。
- ⑮ 音・振動・臭気の発生等により当施設、及び建物周囲に迷惑を及ぼす、またはその恐れがあると判断した場合。
- ⑯ 出演者（タレント等）の参加による混乱で、通行人、観客に危害が及ぶ恐れがあると判断したとき。
- ⑰ 他の使用者もしくは渋谷アクシュ・テナント関係者、または来館者・当施設周辺等に迷惑を及ぼす恐れがあるとSHIBU スポット事務局が判断したとき。
- ⑱ 仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立を受け、または公租公課の滞納処分を受けたとき。
- ⑲ 自ら振り出した手形もしくは小切手の不渡り処分を受け、または銀行取消処分を受けたとき。
- ⑳ 営業廃止または会社解散、および営業停止処分を受けまたは営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けたとき。
- ㉑ 破産手続き開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立を受け、または自らこれらの申立をしたとき。
- ㉒ 経営状態が悪化し、本契約を継続することが著しく困難であると客観的に認められたとき。
- ㉓ 下記、「反社会的勢力の排除」に抵触しているとSHIBU スポット事務局が判断したとき。
- ㉔ その他管理運営上支障のあるとき、または支障が予測されるとSHIBU スポット事務局が判断したとき。

■ 反社会的勢力の排除

- ① 使用者は、SHIBU スポット事務局に対し、自己（自己が法人の場合は、代表者、役員または実質的に経営を支配する者）が暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約していただきます。
- ② 使用者が、反社会的勢力に属すると判明した場合、SHIBU スポット事務局は催告をすることなく、本承認を取り消すことができます。
- ③ SHIBU スポット事務局が、②の規定により、本承認を取り消した場合において、SHIBU スポット事務局はこれによる損害を賠償する責を負いません。
- ④ ②の規定により、SHIBU スポット事務局が本承認を取り消した場合において、使用者は、SHIBU スポット事務局ならびに当施設に生じた損害について賠償する責を負っていただきます。

7. 免責および損害賠償

（不可抗力による使用停止）

天災、火災、その他不可抗力によって当施設の使用が困難であると当施設の所有者及びSHIBU スポット事務局が認めた場合、既にお支払いいただいた使用料金は返金いたしますが、これによるイベントの中止に伴う損害については、当施設の所有者及びSHIBU スポット事務局が責任を負いません。

ト事務局は賠償の責任を負いません。

(緊急の事由による使用停止)

- ・緊急車両の進入が必要な場合、これによるイベントの中止に伴う損害については、当施設の所有者及び SHIBU スポット事務局は賠償の責任を負いません。また、既にお支払いいただいた使用料金は返金いたしません。
- ・当施設は行政機関により帰宅困難者受入施設として指定されているため、状況に応じて施設の一部または全部の使用を中止させていただく場合があります。この場合、既にお支払いいただいた使用料金は返金いたしますが、これによるイベントの中止に伴う損害については、当施設の所有者及び SHIBU スポット事務局は賠償の責任を負いません。

(その他の事由による使用停止)

当施設または渋谷アクシユ全館の都合により、当施設使用の停止を求めることがあります。この場合、既にお支払いいただいた使用料金は返金いたしますが、これによるイベントの中止に伴う損害については、当該損害の発生が当施設の所有者または SHIBU スポット事務局の故意もしくは重過失による場合を除き、当施設の所有者及び SHIBU スポット事務局は賠償の責任を負いません。

(その他の免責)

- ・事前の荷物の受取りに伴う荷物の中身の紛失、破損事故については、当施設の所有者及び SHIBU スポット事務局は一切の責任を負いません。ただし、当該紛失、破損事故が当施設の所有者または SHIBU スポット事務局の故意もしくは重過失により発生した場合はこの限りではありません。
- ・展示品ならびに使用者及び第三者の所有物の盗難、毀損等による損害および来場者等の人身事故については、当施設の所有者及び SHIBU スポット事務局は一切賠償の責任を負いません。ただし、当該損害、人身事故が当施設の所有者または SHIBU スポット事務局の故意もしくは重過失により発生した場合はこの限りではありません。
- ・当施設の設備、機材等の故障により使用者が当施設を使用できない場合、既にお支払いいただいた使用料金は返金いたしますが、これによるイベントの中止に伴う損害については、当該損害の発生が当施設の所有者または SHIBU スポット事務局の故意もしくは重過失による場合を除き、当施設の所有者及び SHIBU スポット事務局は賠償の責任を負いません。

(損害賠償)

- ・当施設内外の建造物、設備、備品を使用者の責めに帰する事由により汚損、毀損、または紛失した場合、使用者はこれを原状に回復し、または、SHIBU スポット事務局が算定する、原状の回復に要する直接および間接の費用の一切を賠償していただきます。なお、汚損、毀損、または紛失の事態が生じた場合は、速やかに SHIBU スポット事務局へご連絡ください。
- ・使用者の責めに帰する事由により他の使用申込者もしくは渋谷アクシユの館内テナントまたは来館者等に対して損害を与えた場合は、相手方が被った損害を賠償していただきます。なお、当該損害の発生が当施設の所有者または SHIBU スポット事務局の故意もしくは重過失による場合を除き、当施設の所有者及び SHIBU スポット事務局は一切の賠償の責任を負いません。
- ・上記のほか、使用者が当使用規則に違反した場合は、これによる損害を賠償していただきます。

8. 使用前の打合せ

- ① イベントの内容によってはご使用をお断りする場合がありますので、事前打合せ、下見等は SHIBU スポット事務局と綿密に行ってください。
- ② ご使用の 30 日前までに、SHIBU スポット事務局とスケジュール、プログラム、会場設営・撤去、設備等、詳細の打合せを必ず行ってください。
- ③ 外部業者をご利用の場合は、あらかじめ SHIBU スポット事務局と打合せの上、ご使用期間中は、その立会指示のもとに作業を行ってください。
- ④ ご使用の際、当施設内の施工がある場合は、施工図、仕込み図、電気配線図、施工業者・関連業者リスト、タイムスケジュール等を SHIBU スポット事務局にご提出ください。

⑤イベントに必要な事項については当施設でも手配が可能なものがございます。必要な場合は、事前打合せの際にお申込みください。

⑥清掃や警備が必要な場合は、事前打合せ時にお申込みください。その際の実費はご負担いただきます。

9. 関係諸官庁への届出

ご使用の打合せが済みましたら、必要に応じて下記届出を所定の官庁へご提出ください。また、許可された届出の複写を1部、SHIBU スポット事務局にご提出ください。

〔届出の一例〕

- 催物開催届書 : 渋谷消防署
- 道路使用許可、要人警備相談等 : 渋谷警察署
- 音楽著作権の解除申請書 : 日本音楽著作権協会
- 飲食を伴うイベントをする場合 : 渋谷区保健所
- 仮設建築物もしくは仮設工作物等の造作物を設置する場合 : 東京都庁市街地建築部 建築指導課

※上記は一例のため、その他必要に応じて関係諸官庁にご相談の上、必要な手続きを行ってください。

10. 注意事項・その他

(管理責任)

- ・イベント責任者を届出の上、イベント期間中、責任者は当施設に必ず常駐してください。(控室はございません)
- ・諸道具類の搬出入および設営撤去作業は、壁面、床等に養生を行い、ご使用者の責任において実施してください。
- ・お客様の受付、人員整理、誘導、当施設の警備・整理での事故防止は使用者側で責任をもって行ってください。

(禁止事項)

- ・危険物の持込みは禁止いたします。
- ・裸火の使用は禁止いたします。
- ・盲導犬・介助犬・聴導犬以外の生体の持込みは禁止いたします。(全身をケージ等に収めた状態であればペットの同伴も可能です。)
- ・所定の場所以外での喫煙は禁止いたします。
- ・渋谷アクシユ建物全体、付帯施設への原状回復困難な行為(テープ貼りや釘打を含む)は禁止いたします。
- ・施工、搬出入の際、所定の場所以外への物品等の放置をご遠慮ください。
- ・施工品、商品、什器等の搬出入は、指定の搬入搬出ルートをご使用ください。なお、近隣の迷惑となる周辺道路等への路上駐車や違法駐車等はお断りいたします。
- ・他の使用者もしくは渋谷アクシユ館内テナント・テナント関係者、または来館者・当施設周辺及び近隣住民等から苦情が入った場合には、イベントの中断・中止を指示する場合がございます。
- ・点字ブロック等、視覚障害者向けの設備や案内表示の利用を妨げる什器や物品の設置はできません。
- ・自動車、自転車、バイクまたはスケートボード等により走行または駐車・駐輪することは禁止いたします。

(原状回復)

- ・当施設の原状回復は使用者側にて行っていただき、搬出・清掃終了後はSHIBU スポット事務局立会いの下、当施設内点検を行います。
- ・当施設および渋谷アクシユ建物全体の汚破損がないよう、必要な箇所に養生を行い、ご使用者の責任において原状回復を行ってください。
- ・当施設に残置物が無いよう、原状回復を行ってください。万が一残置物があった場合は処分いたします。その際実費が生じた場合には別途請求いたします。

(その他注意事項)

- ・火気の使用および電気を使った熱源等の使用については、SHIBU スポット事務局までお問合せください。
- ・持込みパネルや幕類は、防災加工済みのものをご使用ください。
- ・持込み器具等は、ご使用者の管理のもとに、イベント終了後は速やかに撤去してください。
- ・ご使用後の付帯設備、機材等は、SHIBU スポット事務局の指示に従い点検確認後、所定の収納場所にお戻しください。
- ・ご使用後は、使用者側において清掃し、使用期間中に発生したゴミはお持ち帰りください。また、飲食を伴うイベントの場合は、必ず来場者向けのごみ箱を設置してください。渋谷アクシユ内のごみ箱に投棄する行為は固く禁止しております。なお、特別に清掃の必要が生じた場合には別途清掃費をご負担いただきます。
- ・近隣への音漏れを抑えるため、SHIBU スポット事務局立会いのもと音量チェックを行い、必要に応じて音量を制限させていただく場合がございますので予めご了承ください。
- ・搬出入に際して、必要箇所については必ず養生を行ってください。
- ・搬出入に際しては、必ず事前に SHIBU スポット事務局と協議、相談の上 SHIBU スポット事務局の立会いのもとで行ってください。
- ・イベント関係者は当施設のルール及び SHIBU スポット事務局の定めるルールに従っていただきますので、予めご了承ください。
- ・渋谷アクシユ内他施設のイベントの都合上、駐車場・搬出入用エレベーターの使用を調整させていただく場合がございます。予めご了承ください。
- ・イベント関係者の飲食・喫煙は、所定の場所をご利用ください。
- ・非常事態にそなえ、使用前に予め非常口、消火器の位置、避難経路について確認を行ってください。
- ・防災上の避難導線は必ず十分な幅員を確保するようにしてください。
- ・消火器、消火栓などは施工物等で隠さないようにしてください。
- ・イベント開催中にメディア等の取材を受ける場合には、事前に SHIBU スポット事務局の承認を受けてください。
- ・当施設の保安全管理、防災・防犯および安全上の理由から、SHIBU スポット事務局が当施設内に立ち入ることがございますので、予めご了承ください。
- ・その他ご使用に関しては、SHIBU スポット事務局と協議、相談の上、その指示に従ってください。
- ・緊急車両進入時には、進入ルート及び停車位置を確保し、該当エリアに設置されている物は使用者にて速やかに移動、および来場者の誘導を行ってください。

11. 提携約款に関する規定

- (1) 当使用規則は民法第 548 条の 2 第 1 項に定める定型約款に該当し、当施設の所有者及び SHIBU スポット事務局は以下の場合に、当施設の所有者及び SHIBU スポット事務局の裁量により当使用規則を変更することがあります。
 - ①当使用規則の変更が、使用者の一般の利益に適合するとき。
 - ②当使用規則の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- (2) (1) により、当施設の所有者及び SHIBU スポット事務局が当使用規則を変更する場合、当使用規則を変更する旨および変更後の当使用規則の内容ならびにその効力発生日について、効力発生日の 1 ヶ月前までに、使用者に電子メールにより通知します。
- (3) 変更後の当使用規則の効力発生日以降に、使用者が当施設を使用したときは、当使用規則の変更に同意したものとみなします。

(2025 年 3 月版)